

## 国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査

### ＜調査結果に基づく勧告の概要＞

総務省では、国から公益法人への補助・委託等について、一層の競争性・透明性を確保する観点から、国と公益法人との契約の状況等の調査を実施し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

#### 【本件連絡先】

総務省行政評価局財務・経済産業等担当室

担 当：白田、中村

電話（直通）：03-5253-5434

F A X：03-5253-5436

E-mail：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 勧告及び結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

# 調査の背景等と主な勧告事項

## 背景等

- 公益法人への補助・委託等については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与により実施している政府関連公益法人の事務・事業について、徹底的な見直しを行うこととされるとともに、行政刷新会議における事業仕分けや「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）に基づく各府省の見直し等が行われてきているところ。
- 上記閣議決定においては、行政からの支出等が国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直すこととされており、特に、国家公務員出身者が常勤理事として法人運営に深く携わっている公益法人について、当該法人に対する国からの支出等の競争性、透明性の確保が厳格に図られていることが必要。
- 国家公務員出身者が常勤理事として在籍する公益法人に対する国からの支出は、平成22年度においては504法人に対し3,347億円（対前年度▲36.5%）となっている。  
このうち契約に基づく支出についてみると、その9割は入札や企画競争等であるが、その半数以上は一者応札・一者応募。

## 調査の概要

- 調査対象機関：  
各府省及び国家公務員出身の常勤理事が在籍する80法人
- 調査実施時期：  
平成23年5月～24年7月
- 主な調査事項：
  - ① 平成21年度から23年度第1四半期までの国と公益法人との契約等に係る全体概況
  - ② 上記のうち80法人に係る1,078件（3,527億円）を抽出して詳細調査
    - i) 一者応札・一者応募の契約等の状況
    - ii) 競争性のない随意契約の状況 等
  - ③ 公益法人に係る権限付与の状況

## 主な勧告事項

- 1 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進
- 2 競争性のない随意契約の適正化
- 3 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施
- 4 実態上一者指定等となっている権限付与の参入促進の取組

勧告日：平成24年7月31日  
勧告先：関係府省

# 公益法人等への支出の概要（平成22年度）

## ○ 全体概況

公益法人等※1 6,435法人      うち 国からの支出※2がある公益法人等      1,064法人      3,982億円(対前年度▲37.9%)  
 (平成22年12月1日現在)      うち 国家公務員出身常勤理事在籍法人※3      504法人      3,347億円(対前年度▲36.5%)

※1 公益法人等:国所管の特例民法法人及び国所管の特例民法法人から新制度法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人)へ移行した法人  
 ※2 国からの支出:会計法等に基づき締結された契約による庁費、委託費等の支出、及び補助金、負担金、交付金等により交付、給付された補助金等に基づく支出  
 ※3 国家公務員出身常勤理事在籍法人:平成21年12月1日現在、国家公務員出身者が常勤理事として在籍している公益法人等

## ○ 契約に基づく支出の状況

一 国から公益法人等への契約に基づく支出※4は、平成22年度1,942億円と対前年度約2割の減少。

このうち競争性のない随意契約が約1割、競争性のある契約※5が約9割となっており、さらに、競争性のある契約の中でも価格面での競争を伴う一般競争入札等が増加。

一 公益法人等への支出のうち約8割は国から国家公務員出身常勤理事在籍法人への契約に基づく支出が占めている。  
 類型別には、公益法人等への支出と同様、競争性のある契約が約9割を占め、一般競争入札等が増加しているものの、そのうち約6割は、一者応札・一者応募となっている。  
 ( (参考) 国全体の契約に占める一者応札・一者応募 28.2% (件数ベース) )

※4 契約に基づく支出:会計法等に基づき締結された契約による庁費、委託費等の支出  
 ※5 競争性のある契約:一般競争入札(最低価格落札方式)、一般競争入札(総合評価落札方式)、随意契約(企画競争)、随意契約(公募)

公益法人等への契約に基づく支出の状況 (単位:億円)

		H21年度	H22年度
競争性のある契約	一般競争入札等	796	951 (49.0)
	企画競争	1,101	554 (28.5)
	公募	337	255 (13.1)
	合計	2,234	1,760 (90.6)
競争性のない随意契約		213	182 (9.4)
合計		2,447	1,942 (100)

(注) ()内の数字は構成比を示す。また、億円未満を切り捨てているため合計が一致しない場合がある。

国家公務員出身常勤理事在籍法人への契約に基づく支出の状況 (単位:億円)

		H21年度	H22年度
競争性のある契約	一般競争入札等	676	818 (49.9)
	企画競争	935	444 (27.1)
	公募	316	239 (14.6)
	合計	1,927	1,501 (91.6)
競争性のない随意契約		177	138 (8.4)
合計		2,105	1,640 (100)

(注) ()内の数字は構成比を示す。また、億円未満を切り捨てているため合計が一致しない場合がある。

		H21年度	H22年度
競争性のある契約	うち一者応札・一者応募	1,221	864 (57.5)
	合計	1,927	1,501 (100)

(注) ()内の数字は構成比を示す。また、億円未満を切り捨てているため合計が一致しない場合がある。

# 1 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進

## ア 参入要件等の見直し

### 【実態及び問題点】

競争入札等の参入要件で、過去の実績等を求めているため参加自体が特定の者に限定される内容となっている例や、評価項目での事業実績配点比率が高く、実績を有するものが有利となっている例等、参入が限定的となるおそれのある例がある。（5府省、14件）

### 【主な例】

#### ◆ 仕様書で求めている内容の実施が他者では困難な例

事例票 P 1

仕様書において、前年度の事業で行った調査の知見を踏まえ、提案書を作成することとされているが、提案書締切日までに、前年度の成果報告書が作成されておらず、前年度に受託した者以外の者は、実質的に提案することが困難

【内閣府 放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査（公財）原子力環境整備促進・資金管理センター】

#### ◆ 過去に数多くの受注実績を有することが応募の参加要件となっている例

事例票 P 2

外国人を招へいする事業の応募要件や入札要件に招へい業務を受託した実績が多数有ることを要件としているため、参入者が限定

【外務省 21世紀パートナーシップ促進招聘事業（社）国際交流サービス協会】

#### ◆ 評価項目における実績に関する項目の配点比率が高く、かつ複数年度にわたって同一法人が受注している例

事例票 P 3

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績に係る評価項目の配点比率が平成21年度は100分の50、22年度は100分の38となっており、いずれも一者応札で同一法人が受注

【経済産業省 国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査（財）省エネルギーセンター】

### 【勧告要旨】

一般競争入札等において一者応札・一者応募となっている契約等については、新規参入の障害となっている事業の実績等の競争参加条件の撤廃や適切な情報開示等の見直しを行い、一般競争入札等への参加者の拡大を図ること。

## イ 契約準備期間等の確保

### 【実態及び問題点】

調達を公告した日から開札するまでの期間等が短く提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保されていないなど、事実上、新規参入希望者の参加が困難となっているおそれのある例がある。（7省、41件）

### 【主な例】

#### ◆ 開札日から履行開始日までの期間が十分に確保されていない例

事例票 P 4

入札公告において開札日から役務等の履行開始日までの期間が0日となっており、新規参入が困難

【経済産業省 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）（財）日本エネルギー経済研究所】

#### ◆ 説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間をより長期間確保することが望ましいと考えられる例

事例票 P 5

セミナーや研修の実施等を行う事業の入札説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が4日と短く企画書等の作成期間が不十分

【環境省 環境保全型製品購入促進事業（財）日本環境協会】

### 【勧告要旨】

一者応札・一者応募となっている契約等については、新規参入希望者が、受注した業務の実施に必要な準備を行うことが可能となるよう、公告日から開札日までの期間等について、十分な期間を確保すること。

## ウ 仕様書の記載内容の明確化

### 【実態及び問題点】

仕様書等の記載内容が不明確であるため、契約で求められている業務に必要な資材の量、完了までの必要期間等の推定が難しく、当該業務に係る事業者が行うべき業務や所要経費の算定等ができず、新規参入者の一般競争入札等への参加が困難となっているおそれのある例がある。（3府省、3件）

### 【主な例】

#### ◆ 仕様書の記載内容が具体的でない例

事例票 P 6

一般競争入札における仕様書において、業務対象の国や対象者等が特定されておらず、所要経費の算出が困難。

【環境省 し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務（財）日本環境衛生センター】

### 【勧告要旨】

仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。

この他、事業の分割化(2省、3件)について指摘

## 2 競争性のない随意契約の適正化

### ア 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し

#### 【実態及び問題点】

事業内容が複数年度にわたる調査研究等の委託契約で、初年度企画競争等で選定した法人と次年度以降に競争性のない随意契約を締結している例がある。（3省、20件）

#### 【主な例】

- ◆ 測定技術の実用化に向けた検証試験やマニュアル化等の調査研究 事例票 P 7  
【環境省 ダイオキシン類性物検定法等簡易測定法実用化検証事業（財）日本環境衛生センター】
- ◆ 関係機関等による協議会等の設置・運営、施策の普及啓発等の事業 事例票 P 8  
【環境省 エコリフォーム普及促進事業委託業務（財）日本環境協会】
- ◆ データ処理、技術開発等に係る研究開発 事例票 P 9  
【経済産業省 空中発射システムの研究開発（財）無人宇宙実験システム研究開発機構】

#### 【勧告要旨】

複数年度にわたる調査研究等の契約においては、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続を実施し事業者を選定すること。

### イ 再委託先の指定の見直し

#### 【実態及び問題点】

仕様書において再委託先及び再委託金額を国が指定し、実質的に再委託先との競争性のない随意契約となっている例がある。（1省、6件）

- ◆ 仕様書において再委託先として特定の法人3者及び契約金額（約1,100万円）を指定している例 事例票 P 10  
【環境省 酸性雨モニタリング推進業務（財）日本環境衛生センター】

#### 【勧告要旨】

契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないこと。やむを得ず特定する場合は、その合理的理由を公表すること。

### 3 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保

#### 【実態及び問題点】

一般競争入札(総合評価落札方式)及び企画競争における提案書等の審査において、公平性・公正性の確保が十分図られていない例がある。(4省、11件)

#### (主な例)

##### ◆ 採点が不適切な例

事例票 P11

企画書の審査に当たり、5人の採点者のうち1人が極端に低い点数を付し、そのような異常値を補正しないまま採点を実施【外務省 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価(現地での連携と調整)のための調査業務委嘱(財)国際開発高等教育機構】

##### ◆ 事業実施状況が思わしくないにもかかわらず、次年度も選定されている例

事例票 P12

仕様書で実施すべきとされている業務が履行期限までに完了していないにもかかわらず、次年度も同法人を選定し、さらに次年度においても履行状況を未確認

【厚生労働省 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業(財)放射線影響研究所】

##### ◆ 選定条件を満たしていないのに選定されている例

事例票 P13

公共交通機関を利用して30分以内に移動できる場所に研修室等を有していることが仕様書上の条件となっているにもかかわらず、移動に1時間程度必要な場所で一部の研修を行っている法人を複数年連続して選定

【経済産業省 外国産業財産権制度支援事業(平成21年度~22年度)、産業財産権人材育成協力事業(平成23年度)(社)発明協会】

#### 【勧告要旨】

一般競争入札等における提案内容等の審査を行うに当たっては、公平性、公正性確保の観点から、評価点の異常値の排除や事業者の事業遂行能力の適確な評価等を行うこと。

### 4 各府省への対応の要請

#### 【勧告要旨】

各府省は、個別指摘事項の改善を図るとともに、それ以外のものについても、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にして、公益法人に対する支出の公表・点検の方針(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)等に基づく点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は各府省の点検・見直し状況の取りまとめを行うこと。

## 5 実態上一者指定等となっている権限付与の参入促進の取組

### 【実態及び問題点】

国家公務員出身常勤理事在籍法人に対する権限付与は314制度、407法人。このうち、法令上複数者の指定等が不可とされている75制度を除いた、複数者の指定等が可能とされている制度は239制度。

この239制度の中には、透明性の確保や、新規参入の促進の取組が不十分な状況がみられた。

- ◆ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）において指定等の基準等をインターネットで公開することとされているにもかかわらず、実施していない制度が239制度中25制度。
- ◆ 新規参入促進のため、申請に係る手引や民間企業からの登録を想定した様式・記載例をホームページに掲載したり、指定機関の拡大に向けての説明会等を開催するなど積極的に取り組んでいる制度がある一方、法令上では複数者の指定等が可能とされていながらも一者しか指定等されていない130制度のうち、参入促進への積極的な取組を行っていない制度が71制度。

### 【勧告要旨】

権限付与に係る透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。

また、複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。